

【参考】

事務連絡
令和2年1月23日各障害児通所支援事業所管理者 様
(政令市・中核市除く)

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長

障害児通所支援に係る個別支援計画の作成に係る記録の作成・保存等について

標記の件につきましては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）」（以下、「基準省令」）において、「児童発達支援計画の作成等（第27条）」、「記録の整備（第54条）」（※注1）が規程されているところです。

個別支援計画の様式については、国が標準様式を示していますが、(1)利用児童の現状把握や課題整理が不十分のまま目標や支援内容が決定されていること(2)支援内容が曖昧に記載されていること(3)利用児童及びその保護者の意見等を十分に聞き取らず反映しないまま個別支援計画を作成していること等が散見されていたため、平成30年9月20日に兵庫県版の様式例を定めておりましたが、この度、「モニタリング結果記録」、「個別支援計画作成会議録」の様式例も作成しましたので、今後は、併せて県版の様式を使用していただくか、本様式の内容を踏まえた独自様式を使用していただきますようお願いいたします。

なお、書類の保存については、基準省令で5年間保存することとなっております。実施されたことの確認資料ともなりますので、必ず保存していただくようお願いいたします。

※注1	児童発達支援	第27条、第54条
	医療型児童発達支援	第64条（準用）
	放課後等デイサービス	第71条（準用）
	居宅訪問型児童発達支援	第71条の14（準用）
	保育所等訪問支援	第79条（準用）

兵庫県 健康福祉部 障害福祉局
障害福祉課 障害福祉基盤整備班 TEL 078-341-7711

阪神南・阪神北・東播磨地域（担当：中井 内線：3012）
北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
（担当：桧垣 内線：2968）